

ジャン＝ジョゼフ・ムニエの憲法論

波多野 敏

目次

はじめに

第一章 三部会の歴史と憲法の不在

第二章 憲法制定の手続

第三章 国民・国王・代表

むすび

はじめに

ジャン＝ジョゼフ・ムニエ (Jean-Joseph MOUNIER, 1758-1806) は、フランス革命の初期に第三身分選出議員のなかで重要な役割を果たした人物のうちの一人である。革命の前年の一七八八年、高等法院の権限を大幅に縮小しようとするラモワニヨンの改革にたいして起こった各地での抵抗運動の中で、ドFINEの運動の中心人物として名を馳せた。そして、一七八九年に開催された三部会でも、冒頭から身分毎の資格確認手続に抵抗する第三身分の中で、実践的にも理論的にも重要な役割を演じていた。その後、国民議会が成立してからも憲法委員会の中心として議論をリードしていたムニエの考え方は、しかし、次第に議会の主流からはなれてゆき、一七八九年一〇月五日―六日のヴェル

サイユ行進という民衆の実力行使を見たムニエは、八日に議員を辞職してドフィネに戻ってしまふ。

ムニエは、革命初期に重要な役割を果たしていたので、その議会における報告や発言については、フランス革命研究でもしばしば言及される。^①例えば七月九日の憲法委員会の代表としてムニエが行っている報告などからムニエの考え方を検討することも不可能ではないし、実際ムニエの憲法論としてこの報告はしばしば検討の対象となってきた。しかし、議会での報告・発言は、憲法委員会のメンバーとしての発言であり、百パーセントムニエの考え方が示されているものとは考えない方が自然であろう。実際、ムニエは議会での発言とは別に、より体系的な考え方をその著作において示している。本稿では、議会の発言よりもむしろ、その主要な二つの著作一七八九年二月に出版された『フランス三部会についての新たな考察』および八月に出版された『統治機構についての考察』に注目して、ムニエの憲法論を整理したい。^②

ムニエの憲法論については、その伝統主義的・契約論的性格が指摘される一方で、すべての権威が国民に由来するものであり、真の王政は法の支配のもとにある王政であるというのもまたその中心的な考え方であると捉えられる。そして、前者と後者はやや矛盾する側面として理解されているように思われる。^③しかし、伝統主義的性格ということについては、ムニエは、革命初期に歴史的経過を根拠として三部会の手続きを正当化し、既存の憲法の存在を主張するような第二身分の議論に対抗して、新しい憲法の制定を求めており、単純に伝統を墨守しようとしたわけではない。また契約論的性格として国王と国民との契約という面が指摘されるが、これについても王政派の中心人物として位置づけられるムニエは、実は憲法制定については国王の拒否権を認めていないということが見過ごされているように思われる。こうしたムニエの伝統主義的、契約的といわれる憲法論を、その著作に即して再検討することで、議会に対する国王の絶対的拒否権を主張した王政派の中心人物というだけにとどまらないムニエの憲法論の広がりを見てみた

いというのが、本稿の狙いである。

第一章 三部会の歴史と憲法の不在

ムニエは、『フランス三部会に関する新たな考察』⁴で、フランス三部会の歴史をたどり、そのなかで三部会の審議方法に着目しながら憲法の有無について論じてゆく。ムニエは、フランス革命直前の第三身分の主張を共有しており、来るべき三部会では三身分合同で審議を行い、代表一人一票で議決をすべしという考え方を持っており、この考え方を正当化するために三部会の歴史をたどっていくのである。そして、いつから身分毎の審議および議決が行われるようになったかを探りつつ、それが憲法といえるような規範となっているかどうかを考えてゆく。もともと、この時点では書名にも明らかなように、ムニエは一応既存の三部会の手続を念頭に議論している。

ムニエは、フランスには憲法といえるような確かな規範はなく、また三部会の審議手続も定まったものはないと捉え、中世以来の三部会では、身分毎の審議ではなく、三身分合同で審議が行われていることも多く、むしろこちらの方が三部会本来のあり方であるという結論を出そうとしている。そして、この結論を正当化するために詳細に歴史的事実を検討してゆくのが本書である。以下、特に三部会の審議手続についてムニエがどのように整理し、それと憲法との関係をどう考えているかということを中心に、このムニエの書物を検討していく。

ムニエは、ゲルマンの森から議論を起こしてゆくが、初期の国民集会は必ずしも三部会とは直接関係しない。フランスで初めて三部会が開催されるのは、フィリップ・ル・ベルの統治下の一三〇二年四月の三部会であるが、これ以降の三部会の形式を分析するムニエの眼目は「一六世紀以前は、三つの身分は合同で審議し、ただ一つの団体を構成

していた」ということを証明することである。⁵⁾ ムニエの歴史的な分析は、身分毎の審議という形は一六世紀以降の三部会で行われるようになったもので、三部会の起源に遡るものではないことを証明し、三部会は身分毎に別れて審議し、身分毎に議決をするものであるという主張の根拠を崩すことを目的としている、そのうえで来るべき三部会では三身分合同で審議し、代表一人一票で議決すべしという第三身分の主張を裏付けようとしている。

最初の三部会は、フィリップ・ル・ベルがローマ法王ボニファティウス八世の圧力に対して、結束して対抗してゆくために招集されたものである。ムニエは、この三部会では、聖職者だけが別に審議し、貴族と第三身分は合同で審議したものと考えている。翌年に開かれた三部会では、フランドル戦争のための資金提供を申し出ている。この資金提供は自由を保護するための憲章を得る絶好の機会であったが、貴族が国王から大きな特権を認められており、第三身分と連携する必要を感じていなかったことと、各地方の慣習、特権に非常に大きな相違があったことが原因で、「憲法の成立」はならなかったとムニエは言う。⁶⁾

その後の、ルイ・ユタン、フィリップ・ル・ロン、フィリップ・ド・ヴァロワの時期の三部会については、どのような形式で開かれたかの記録はなく、十分なことはわからないとする。⁷⁾ さらに次のジャン二世の時期については、議会の構成についても審議方法についても、明確なルールは定められなかったとしながらも、⁸⁾ しかし、一三五五年二月二八日のオールドナンスを引用しつつ、諸身分が集まり、合同で審議したと証明することはできないが、その決定の性質を検討すれば、合同で審議したと考えることができる⁹⁾ と論じ、この時期の三部会も必ずしも身分毎に審議決定していたわけではないことを主張する。⁹⁾ 一三五六年の三部会でも三身分が合同で審議していたとムニエは推測している。¹⁰⁾ さらに、シャルル五世の下で一三六九年に開催された三部会についても、三身分「全体が一つの合意に達した」ことを強調する。¹¹⁾ 一五世紀になって、シャルル六世下の「一四二二年の三部会でも、「一つの意思」が形成された」として、

三つの身分合同で一つの意思を形成したということを印象づけようとしている。¹²⁾

以上のように、ムニエは、この一四世紀から一五世紀初めにかけての三部会について、オールドナンスや年代記などの資料を引用しながら、明確な形では断定できないものの、三部会は身分毎に審議・議決していたのではなく、全体として一つの意思決定を行っていたのだということをあきらかにしようとしている。そして、ムニエは、一四六七年の三部会に関しては、ゴドフロワの儀典書に基づいて、より明確に根拠づけることができるとして、「注目すべき最も重要な点は、三つの身分が合同で審議し、常に統合されていたということである」と、はっきりと述べ、三身分合同での審議・決定という手続が、この三部会に関しては、資料に基づいて明確に示されるのである。

そして、ムニエがもっとも重要なものとして注目するのは、一四八四年のシャルル八世の下での三部会である。ムニエによれば、この三部会では、国王の名で、すべてのバイイとセネシャルに、当該地区の三身分が集まって代議員を選ぶよう命じられた。この手続は相当以前から慣習的に定まったやり方であるが、代議員の数については明確なルールは定められていないとされる。¹⁴⁾ 他方、審議方法については、三部会が開催されるたび毎に、三部会の秩序を維持し、容易に賛同を得るために必要な手続が考えられることになっており、この三部会では議員は六つの部会に別れて審議し、身分毎には別れてはいない、とムニエは言う。¹⁵⁾ ムニエはこの三部会について、あらゆる手続あらゆる決定を知ることができる最初の三部会であり、この三部会で取られた手続の大半は、大原則によって導かれており、今日でも従うべきものであると言う。¹⁶⁾ 「もし人が団体の精神や、他の個別利害によって眼を曇らされていないのであれば、一四八三年と一六一四年の三部会の形式を細かく比べても、前者に従うべきであるということは躊躇無く言える」と述べ、一七八九年の三部会もまたこの一四八四年の三部会の手続を参照すべきであるとする。¹⁸⁾ しかし、この三部会が、一つのモデルとなる重要なものであったとしても、この時点では憲法は成立しなかった、ということもまたムニエの

確認するところである。ムニエは、一章をさいて、この三部会が「憲法を制定できなかつた理由」について論じている。⁽¹⁹⁾

以上のように、ムニエは、一五世紀までの三部会については、審議・決定は三身分が別れて行っていたわけではなく、基本的には合同で一つの決定が行われていたのだと考え、これが三部会本来のあり方であると言う。しかし、これが憲法として定められたかどうかという点では、それは定められておらず、これがまたこの後の手続の混乱をもたらし、最終的には専制自由を阻害することになる一つの要因であつたと考えている。一四八四年の三部会のあと、重要なものとしてムニエが論じるのは一五六〇年のオルレアンの三部会である。しかし、オルレアンの三部会以降、身分毎の審議・決定が取り入れられたと考えるムニエは、これ以降の三部会の手続のあり方を批判し、これは従うべきものではないと言うのである。

オルレアンの三部会として知られている集会について、ムニエは、「その手続はまったく間違っていた」にもかかわらず、「不幸なことにその後のプロワやパリの三部会のモデルとなつてしまった」のであり、このオルレアンの三部会も、その後のプロワやパリの三部会も三部会の名に値しないと言う。ムニエにとっては、オルレアンの集会は、無政府状態で三身分が別れた忌むべき結果しか見いだせず、あらゆる原則が忘却され、王権の威厳も国民の威厳も同じようにならないがしろにされたものである。⁽²⁰⁾ この時期の宗教戦争の厳しい対立は三部会の手続にも影響し、それが身分毎の審議や決定という、これまでの原則とは異なつた手続を取らせた要因である。こうした無政府状態の中で開かれたい変則的な三部会の手続は、本来はその後の三部会のモデルとしてはならなかつたものなのだ。⁽²¹⁾

オルレアンの三部会では、代表たちは個別の利益にとらわれて、公共善を忘れ、これまでのルールや古くからの慣習を無視した。自分たちのわがままだけにとらわれ、全体の意見のために個々の考えを譲歩させるといふことをせず、

身分毎に別ただけでなく、身分の中でも党派を作り、身分毎の陳情書すらできず、さまざまな党派がそれぞれの陳情書を提出することになったのである。このようなものは三部会の名に値しないとムニエは言う。

三部会というものは王国の三身分の代表が集まったものを言う。もし身分毎に別れ、共通の一つの決定をするために連絡を取り合つて審議することがなければ、この集會を三部会と呼ぶことはできない。なぜならば、それはそれぞれが、別の時期に別の離れた場所に集まっているのほとんど同じであるからだ。それは、聖職者や貴族・第三身分の個別の集會が行われているだけである。われわれは、したがつてオルレアンの集會や、それをモデルとしたものを三部会と呼ぶことは拒否する。⁽²²⁾

ムニエにとつては、それぞれの党派が全体を考慮せずに個別利害だけを主張し、党派的な意見しか表明していないような集會は三部会の名に値しない。三部会は、最終的には全体の利益を考え、全体で一つの決定を行うべきものである。ムニエは、この三部会の展開について詳細に分析しつつ、身分毎の審議・決定がいかに誤つた決定につながつたかということを論証し、手続的にも実質的にも、こうしたやり方の弊害をあきらかにしようとしている。

さらにムニエは、一五七六年のプロワの三部会について論じながら、「身分の分離は、一つの国民代表の中に対立を生み出す。同胞市民が互いに持つべき愛情を弱め、必然的に愛国心を弱らせる。したがつて、プロワの集會のメンバーが十分に公共善について考えることなく、国王や国家の必要についてしなければならぬことを拒否したのは、それほど驚くべきことではない」と言う。⁽²³⁾ 身分毎の審議・決定という手続が、結局、国が必要としていることへの感性を麻痺させ、全体の利益を見失わせ、個々の利益しか追求しないという結果をまねくのである。

また一般的に三部会だと考えられている一五八八年、一五九三年の三部会についても、ムニエは三部会の名に値しないものであると主張する。⁽²⁴⁾そして、一六一四年の三部会についても、「いわゆる *pretendu*」という形容詞をつけて議論し、この「三部会」も「オルレアンやプロワで従われたのと同じ手続的な欠陥と疑わしさを持っているのがわかるし、さらにこの手続的な問題はより重大になっている」のである。一六一四年の「三部会」では、個別利益はますます露骨になり、身分毎に別れる手続が間違った妄想に駆られた主張であるということが意識されることも無くなってしまう、問題はより深刻になっているとムニエは言う。⁽²⁵⁾

この「三部会」の経過についても、ムニエはこれを詳細に検討し、ここでは、「各身分が、部長と事務局長を選び、各議員は決議について秘密を守ることを誓った」として、⁽²⁶⁾公的な問題を議論するのに言うべきことを公にできないこととのばかばかしさを強調する。こうした審議方法を改善しようという試みはないわけではないが、しかし「オルレアン以来、個別的な主張のために、一つの団体を作り、同じ原則を採択することが妨げられた」と、⁽²⁷⁾各身分、各団体の個別利益の追求が、全体での議論を妨げ、全体の利益を考えることを妨げてしまったのだという主張を繰り返している。「お互いの意見に不満があるときには、諸身分は別々の団体を作り、簡単に全体利益を忘れ、政府のお墨付きの下、自分たちの意見を貫くための方法を模索することになるのである」と、⁽²⁸⁾ムニエは論じている。

このように、三部会の歴史を子細に検討することによって、ムニエは一五世紀までの三部会では身分毎に別れた審議・決定の手続はとられていなかったことをあきらかにし、一五世紀までの手続が本来的に三部会の従うべき手続であると主張する。身分毎の審議・決定という手続は一六世紀の宗教戦争の混乱の中で始められたやりかたであり、これに従うべき根拠はないばかりか、身分毎の審議・決定という手続のために、各団体が全体の利益を考えず、個別利害をいたずらに主張するだけになってしまい、結局国家としての統一的な決定が困難になっているのだとムニエは言

う。こうしたムニエの主張は、客観的な歴史研究というよりは、革命前の第三身分の主張を裏付けるための政治的な目的を持った議論ではあるが、それでも歴史的な資料を再構成しつつ主張を裏付けてゆく手法は一定の説得力を持つてはいる。

一方、三部会の手続のあるべき姿は、明確に憲法というような形では定められることはなかったというのもまたムニエの主張の一つの核心でもある。一四―一五世紀に重要な三部会があり、こうした三部会の開催の際にあるべき手続を憲法として定める機会はなかったわけではない。イギリスのマグナ・カルタのような形で、一定の権利義務が成文化されていれば、これが憲法となった可能性もあるが、フランスではついにこうした文書は作成されず、これが一六世紀以降の三部会が混乱する原因となったとされる。革命直前にはさまざまな憲法観が主張されることもあるが、ムニエの主張は、憲法はいまだ存在しておらず、それは来るべき三部会で定められなくてはならない、その際に身分毎の審議など一六世紀以降の三部会で取られた手続に従う必要はない、ということである。

一六一四年の三部会の経過を詳細に論じたあと、ムニエは、その手続の問題点は十分にあきらかにされ、また三部会の手続を定める法律も慣習もないので、国民代表を一六一四年の手続に従わせる合理的理由は一切無いと言う。

いかなる法律もいかなる約定も、今日まで三部会の手続を定めていない。慣習も一貫してはいない。さらに慣習は、逆の慣習によって相互に否定されている。もし、一方に理性的な慣習があり、他方にばかげた危険な慣習があるなら、選択すべきものを決定する権利があることは明らかである。

三部会の手続は一貫していないが、すくなくとも一五六〇年までは国王に対して三身分は協働の審議結果を提出していた。

一五六〇年の頃の対立が、もつとも忌むべきイノベーションを生み出したのである。

オルレアンの集会とその後の集会は、諸身分が常に別れている。もはや国民的な審議は行われず、あるのは各身分の陳情・請願だけであり、それはしばしばまったく反対のことを言っており、政府はそれに基づいて自らの意向を表明する。諸身分が協力して行動することはなく、同じ時に招集されても、互いにののしりあい、反対し合い、互いに傷つけあおうとし、権力に従い、その歎心をかおうとおもねるばかりである。⁽²⁹⁾

そして、来るべき三部会では憲法が定められるべきである。「われわれは憲法を持っていない。君主と臣民の幸福のために憲法が求められるのである」として、ムニエは、憲法の定義を示す。

憲法という言葉によって私が理解するのは、政府のあらゆる権限の基礎となる一群の基本的ルールであり、このルールによって、社会体に公的秩序の維持のために必要な法律、一般意思の印としての真の法律を獲得するための手段が与えられる。憲法によって、国民の服従の根拠が示され、すべての権力の代理人はしかるべき限界内に抑えられる。憲法によって法律は無駄に援用されることはなくなり、法律が恣意的な決定に取って代わり、法律の命ずるところに従えば、もつとも無名の市民も自然によって与えられたあらゆる独立性を享受できるのである。⁽³⁰⁾

「憲法という言葉で、ムニエは政府の権限の基礎となる諸々の基本的ルールを意味している。市民は、こうした憲法が定められることによって、政府の恣意的な決定に代わる法律を獲得し、この法律に従うことで自主性・自律性を享受できるのである。

封建的権力が王権に取って代わられたときに、憲法が作られた国もあったが、フランスではそうではなかった。長

期間の慣習によって認められたルールはある。王位はもつとも年長の男子によって継承されること、国民は同意無しに課税されないことなどは王国の憲法の第一の基礎であるが、これだけでは十分ではない。大臣の意向によって変わってしまう一時的な決定があるだけでは、これは法律の名にも値しない。宮廷から王国の隅々まで恣意的な権力が広がっており、人は常に自分の意思をルールにしようとし、人も団体もより大きな権力を奪おうと争っている。憲法がないことよって、さまざまな弊害が生じ、司法権も立法権も劣化し、国民にとつて脅威となつてゐることが詳細に論じられてゆく。憲法がないことよって、国民の自由が侵害されているだけでなく、国王が諸々の改革を提案しても、個々の利害に執着する部分からの抵抗が起こり、有益なことでも新しいことが実行できないのである。³¹

ムニエは、三部会の歴史を詳細に検討するが、ここから導かれる結論は、フランスに憲法は存在していないということであり、そこからさまざまな弊害が生じているということである。ここでは、中世以来の三部会の歴史が詳細に検討され、一六世紀以前の三部会では三身分が合同で審議をしていたという事実が取り出される。一六世紀以降三部会は身分別の審議方法を取り入れるが、これはムニエにとつては、憲法的なルールとして定められたのではなく、いわば宗教戦争の混乱の中で便宜的に取られた手続である。そして、この「歴史的事実」を根拠として、三部会の手続に定まったものはないということ、そして、フランスには憲法と呼べるようなものは存在しないということをムニエは主張するのである。

同時に、ムニエは、一六世紀以前の三部会の手続が本来的な手続であり、一六世紀以降の手続は宗教戦争の混乱の中で取られた新しい方法に過ぎないと主張するのだが、これだけで本来の一五世紀以前の方法に戻るべきだという主張を根拠づけているわけではない。フランスに憲法は存在しない、歴史的伝統からだけでは明確な内容のルールは引

き出せないというのが、歴史的な検討から導かれたムニエの主張の一つである。こうした歴史的な検討に加えて、ムニエは、身分別の審議・決定が個別利害の主張を可能にし、全体の利益を考慮することを妨げていると述べて身分別の審議手続は適切なものではないことを示し、三部会を、個別団体が利益を主張する場ではなく、国民代表的なものに変えてゆこうとするのである。

第二章 憲法制定の手続

フランスに憲法は存在していないこと、憲法がないことによってさまざまな弊害が生じていることを確認したあと、ムニエは、憲法制定の方法について論じる。

憲法を作ることは国民に、そして君主に属している。

人民全体が集まることは不可能である。したがって、人民はその権限を委託する代表を通じて行動せざるを得ない。代表が集まる際には、代表は国民が持つあらゆる権限を行使できる。彼らは国民の意思を表す組織であるからだ。

この単純なやりかたは古代の人には知られていなかった。彼らは、人民が政府に対して影響力を行使するには、不安定な民主政しか知らなかった。この民主政の下では、安寧も安全も、真の自由も存在せず、法律は力もなく、多数者の意思を縛ることもできず、専制を制限することもできなかった。⁽³²⁾

ここでのムニエにとっては、憲法は国民と君主の協働によって制定されるが、国民の意思は代表を通じてのみ表明されるものである。直接民主制は、ムニエにとって不安定なものでしか無く、直接民主政の下では、法が十分機能せ

ず、自由の保障もできず、また権力を統制することもできないものである。

そこでこの代表の構成の仕方が重要となるが、これについてはこれまで明確な定めはないというのがムニエの立場である。「フランス人民は、聖職者、貴族、単なる市民の三つの階級から成り立っている」が、前の二つのクラスは同じ特権を持っており、一つの特権階級を構成している。市民階級は、特権が無く、人口の大多数を占めており、国民の本質的部分であるとムニエは言う。フランス人民の構成を説明する際にはムニエは「階級 *classe*」というが、三部会の代議員については「身分 *ordre*」という言葉を使い、「異なった身分の代表間で尊重されるべき割合はいかなる法律によっても定められていない」と述べた上で、ムニエは、単なる市民と言われる第三身分の代議員の数と、二つの特権階級の代議員数とを同じにするべきであると主張する。⁽³³⁾

さらに、ムニエは、代議員は国民の一部の代表ではなく、全体の代表であるべきだと考えており、この点が、代議員の選出方法と関わってくる。「聖職者、貴族の代議員は、すべての身分によって選ばれば、選ばれた地方の人民全体の代表であるという利点を持つ。代議員が、それぞれの身分によって任命されたならば、彼は国民のうち非常に小さな部分の代表でしかない」と述べる。⁽³⁴⁾ 代議員の選出も、各身分別々に選ばれるのであれば、これはこの身分の利益を代表するに過ぎない。選出は、三身分合同で行うことが望ましいと主張され、三身分合同での選出方法は、一五六〇年の三部会でもとられた方法であるとして証拠となる文書もあげられる。議員は、地域や団体などの個別的な利害ではなく、祖国全体の善について考えるべきであり、個別的な身分による選出は個別的利害しか考えない議員を選ぶことになるが、三身分合同で議員を選出することで全体の利害を考える議員を選ぶことになる。そしてムニエは、身分毎の代議員の選出は古来の憲法原則ではないとし、また、合同での選出は三部会における三身分合同での審議に当然つながるものであるというのである。⁽³⁵⁾

こうして選出された代議員の権限については、ムニエは、歴史的には十分な資料が残されていないとしながらも、一四八三年の三部会においては、その決定から見て、代議員は選挙人からより大きな信頼を寄せられており、全般的で制限のない権限を与えられていたのに対し、一五六〇年以降は、代議員の権限は大きく制限され、陳情書を提出するだけになっていると推測している。⁽³⁶⁾しかしこのようなりかたは、恣意的な権力にとって都合が良いものである。多くの陳情書が、互いに矛盾したことを主張し、それが全体で改めて議論されることもないまま、君主は訴えを受けただけで、結局恣意的な決定が可能になるのである。⁽³⁷⁾ムニエは、来るべき三部会での代議員の権限をどう考えるべきかを示している。

代議員の権限を定めた基本的な法を引用できない国民の下では、代議員は、委任状によって与えられた権限だけを持つということになる。結局、国民議会の構成員の権限は選挙人の明示・黙示の意思に由来する。憲法があらゆる権限を定めているなら、この意思は黙示的でも良いが、憲法が明示的に示していないところでは、選挙人の意思は明示的でなければならぬ。

今回の三部会では、選挙人は代議員に具体的な権限、委任状を与えなければならない。この代理権によって、人民の代議員に属すべき権限の範囲が将来にわたって定められるならば、そのときには代議員を選ぶだけで十分となり、具体的な委任は無用となる。⁽³⁸⁾

代議員の権限は国民の意思によって定められるというのが、ここでのムニエの主張である。ムニエは、現時点で、憲法は存在しないので、代議員の権限は選挙人の明示的に示された意思によって定めなくてはならないと考える。そ

して、代議員の権限を陳情書の提出だけに限定し、各地方・各都市が三部会で審議されることについてあらかじめ決定を行い、これによって代議員の行動を制限するというようなことをすれば、これは専制君主にとって都合の良いことであつても、公的秩序確立のためには有害でしかない。したがつて、「選挙人は代議員に対して賢明な憲法を定めるための障害とならないように一般的な権限を委任しておく必要がある。」³⁹⁾

ムニエにとっては、フランスで憲法は定められていないので、一六一四年の三部会で取られた手続に拘束されることはなく、代議員の権限は国民の意思によつて決めることができるのである。そして、憲法を制定するために、代議員に広範な権限を与えることも、国民の意思が明示的に示されれば可能である。代議員に一般的な権限をあたえれば、陳情書の重要性は小さくなり、代議員をこれによつて拘束するものではなくなる。ここでムニエは、代議員に一般的な権限を与え、代議員の権限を命令的委任に基づくものから、国民代表的なものに再構成しようとしているのであり、これによつて、個別利害からの議論ではなく、全体の利益を見通した議論を可能にしようとする。

この代表の国民代表的な性質は、三部会における審議方法と相まって国民全体の利益を見通した審議が可能になる、とムニエは言う。歴史的な検討を通じて、ムニエは身分毎に別れた審議方法は、一六世紀の混乱の中でとられたもので、それ以前の三部会は、三身分が合同で審議をしていたと主張してきた。そして、新たに憲法を制定するには、やはり三身分が合同で、代議員一人が一票の投票権を持つて審議・決定することが不可欠であるというのが、ムニエの主張である。

来るべき三部会で、投票が一人一票で行われればわれわれは憲法を持つことになる。もし、身分毎に審議をすれば、われわれを待っているのは、恐ろしい混乱であり、一人の人間による専制、あるいは貴族による専制だけである。

一人一票による審議を採用するときは、フランス全体にとって喜びの日となる。すべての市民は、この時から、幸福をもたらし憲法が制定されるのを見ることができらるだろう。⁽⁴⁰⁾

三身分合同での議会と、身分毎に個別に審議が行われる議会では、その議論の観点も異なってくる、とムニエは考える。身分毎の議会では、まず個別の身分の主張が強く押し出され、全体の利益は二の次にされ、身分間の対立関係が助長される。それに対して、三身分合同の議会では、多数派を構成するには、さまざまな利害が調整され、とりわけ公的利益を視野に入れ、中庸の精神や愛国心・徳に訴えながら、公的利益を実現する必要がある⁽⁴¹⁾のである。

代議員の性格を国民代表的なものとする⁽⁴²⁾ことで、全体の利益を志向した議論が行われるようにするとともに、三身分合同で審議を行うことによって、それぞれの身分の個別利害の主張を抑え、全体の利益を視野に入れた議論が展開されるようにするという⁽⁴³⁾ことを、ムニエは繰り返し返す。三身分合同の審議・決定によって全体利益を見据えた議論が可能になるという理由のほかに、ムニエは、歴史的にもこれこそが三部会の本来のあり方であり、身分毎の審議は社会が混乱する中で一五六〇年に取り入れられたイノベーションである⁽⁴⁴⁾ということも、ここで繰り返し返して主張される。一方で三身分が合同で審議することの現実的な利点が挙げられるとともに、他方、歴史的な経緯からもこれが三部会のあるべき姿であることが強調され、二面からムニエの主張は裏付けられてゆく。

ムニエは、「憲法を持たない人民が、憲法を望むならば、これを制定するためには、すくなくともその代議員をどうして、国民という団体として集まらねばならない⁽⁴⁵⁾」と述べ、最終的には三部会を憲法制定のために国民の意思を表明する場とすることを考えており、そのためには三部会が諸々の団体の個別利害の表明の場であってはならないのである。「もし諸身分が別れて審議すれば、そこでは予断と異なつた主張に導かれた三つの団体が存在することになり、

団体の精神が大半の構成員の考え方を捉えることになる。⁽⁴⁴⁾ これでは、現状のさまざまな弊害を改善することもままならない。ムニエは、身分毎に審議をするという三部会のやり方がよい結果を生まないことを、ローマ以来の歴史やヨーロッパ各国の制度を引き合いに出しながら論じていく。

そして、このように国民代表としての性格を持つ三部会を招集するのが国王である。国民が自ら集まって議會を開くのではなく、これを招集するのは国王であり、国民が国王に反対して行動するのではなく、国王の栄光を再構築し、より堅固な基礎の上に国王の栄光と国民の幸福を築くために国民が集まるのである。ムニエは、「もし、諸身分が集まり、採決が一人一票で数えられるなら、国民代表について国王が危惧することはなにもない⁽⁴⁵⁾」と述べ、国民代表と国王との良好な関係を強調する。もつとも、国王と国民との関係をどのように捉えるかは、この後革命の初期に大きな問題となるのだが、ここでのムニエの議論は、三部会の審議方法ほど緻密に展開されてはいない。

最後にムニエは、制定されるべき憲法の内容についても簡単に触れている。ムニエは、巨大な王国では、国王が大きな権力を持たないと秩序と平和は維持できないとして、国王の手に法律を執行する権限を与えるのみならず、王権の協働がなければ法律は制定できず、またあらゆる決定は国王の拒否によって無効となるという大きな権限を国王に与えようとする。そして、大臣が国王の権力を乱用することがないように、議會は二院制とし、国民代表によって構成される下院と最高の官職者によって構成される上院から構成すべきであるとし、法律は国王と上下両院の同意によって成立するものとする。⁽⁴⁶⁾ 上院は、王権を支え、同時に専制に反対するものであり、国王からも人員代表からも独立性を持つ。⁽⁴⁷⁾ こうした構想は、まだそれほど綿密に練り上げら得たものではないが、革命が始まって後に、憲法委員会を中心メンバーとして活動することになるムニエが憲法案として提出するものの基本を構成している。

まだ革命が始まる前の段階でのムニエの議論は、三部会の手続に議論の重点が置かれおり、憲法の内容にまではそれほど踏み込んだ議論となっていない。ムニエの基本的な主張は、三部会での身分毎の審議を止め、議員一人一票で議決すべしということである。ムニエは、伝統主義者であるといわれることもあるが、単純に三部会の伝統を墨守することはムニエの本意ではない。一六世紀以後の三部会は、身分毎の審議・決定という手続が取られており、これを変えるというのがムニエの主張の眼目である。単純に伝統を尊重すべしという立場では、一六世紀以来の三部会の手続きを変更するという主張は当然のことながら根拠づけることはできない。

第一章で見たように、ムニエは歴史的な検討から、フランスには憲法といえるようなルールは存在していないことをあきらかにし、一六世紀以降の三部会で取られている身分別の審議・決定方法は、憲法といえるようなルールではなく、変更可能であるとムニエは言うのである。フランスには憲法は存在せず、これを制定することが来たるべき三部会の重要な課題であり、憲法制定のためには身分毎の審議・決定という手続は、個別利害の主張につながるもので、全体利益が十分に考慮されないのでふさわしくない、三身分合同で審議し、議員一人一票で決定することが、全体利益を考慮し憲法制定のためにふさわしいやり方である、というのがムニエの主張である。

王位継承や課税に関するルールなど、憲法として定められるべきルールはあるが、これだけでは憲法としてはまったく不十分であると、ムニエは考える。結局、ここで国民の意思が問題となる。歴史的伝統は憲法としてはきわめて不十分なルールしか提供してくれず、結局、憲法は、国民の意思によって定められることが必要になる。歴史的伝統の中から、憲法としてふさわしいルールを取捨選択するのも国民の意思である。ムニエの思考の中で、伝統ではなく、国民の意思が新しい国制のあり方を定めるのに大きな役割を持っている。

しかし、三身分合同の審議・決定という以上に、国民の意思はどうかすればあきらかにできるのか、国民と国王の関

係をどう捉えるかといった問題についてはムニエの考え方は革命前の著作ではかならずしも詳細な議論は展開されていない。国王と国民の協働によって法律を定めること、国民の意思は代表制を通じて示されること、議会は二院制であることなど、憲法の内容について、ムニエの主張の基本は示されているが、この革命前の著作では、三部会の手続が議論の中心で、憲法の内容については、それほど緻密な議論は展開されていないばかりか、国民と国王の関係をどう捉えるかという、憲法制定の前提ともなる問題についても、明確な議論はされていない。そして、こうした問題が詳細に展開されるのは、革命が始まって後、八月に公刊された『統治機構についての考察』になる。

第三章 国民・国王・代表

『統治機構についての考察』においてムニエは、「フランス人民は自由を望んでいる」と、その議論の出発点を「自由」に置くが、この自由は、各人が何でも思うままに振る舞うことができるということは意味していない。各人が思うままに振る舞えば、社会秩序は維持できず、少数の強者が多数の弱者を支配することになるか、そうでなければ永遠の戦争状態が続くことになる。すべての人が同じように自由を享受できるためには、自由は法律によって規制されることが必要である。ムニエにとって、自由と法律は相反するものではなく、法律があつて初めて自由が存在するという関係にある。

自由はすべての人に属する。しかし、すべての人が自由を享受するために、他人の自由を侵害して処罰されずに済まされることがあつてはならない。したがつて、自由は他人を害さないすべてのことをできるといふことにある。

一人の市民が他人の自由を侵害することを防ぐために、すべての人の権利と義務を定めなくてはならない。有害な行為を

禁止し、罪を犯した者に対する処罰を定めなくてはならない。

権利と義務を定めるために、市民が承認し、従うことのできるルールが必要である。このルールは、法律と呼ばれる。この法律が、社会の構成員すべてを拘束し義務づけるのである。したがって、この法律の権威こそが全体の自由を保障するのであり、法律こそが実力の支配を打ち壊し、法律こそがすべての人の権利を守るのである。法律無しに自由は存在することはできないのである。⁽⁴⁸⁾

しかし、こうした自由の前提となる法律は、一定の性質を持つていなければならない。

法律という名前を与えることができるのは、市民がなすべきこと、してはならないことを明確に示すもので、遡及的な効果や、以前の行為に対して執行されることがあつてはならず、冷静かつ熟慮された意思の帰結であつて、ある個人にたいする反感や敵意によつて、あるいはある個人を特別に有利に取り扱おうとして定められたものであつてはならない。したがって、法律は以下の特質を持つ。社会全体に対して適用されるもので、すべての市民に共通の義務を課す、個別の事例について判断すべき時には、判断が公平になるように司法官の意思を啓蒙し拘束する、法律は各市民に常にその義務を知らせ、弱者に対する援助を与え、人民に、その長が、その役目を果たすのに行つてゐることについて判断するための確実な基準を提供し、良いことを計画しているのか悪いことを計画しているのかを教えるのである。⁽⁴⁹⁾

すべての人の自由を保障するために、法律は、冷静で熟慮された意思から生まれたものでなくてはならず、また特定の個人を有利にあるいは不利に取り扱つたりするものであつてはならず、全体に対して同じように適用されるもの

でなくてはならない。そして、個別の司法判断や行政上の行為も法律に照らしてその良し悪しが判断される。時期や状況、人によって常に変動するような利他的な決定や、何のルールにも従わず、特定の人に対する敵意や好意、哀れみなどその時々感情に左右される決定にさらされている国民にとつては、法律があるとは言えない。「このように何のルールも確たる原則もなく行使される権力を、われわれは恣意的な権力と呼ぶ。これが、誰の手にあるとも、市民は自由ではない。」⁽⁵⁰⁾

こうした権力が、一人の人間の手にあろうとも、少数のあるいは多数の人間の手にあっても、市民は自由ではなく、その生命は常に危険にさらされ、無実の者が処罰されることになる。ムニエは、権力を握るものの数に関わらず、恣意的な権力が行使されるときは自由が存在しないと云い、国王の専制だけでなく、多数者が恣意的な権力を持って行動するときも、やはり人は自由を享受できないということを強調する。ムニエにとつて、放縦と無政府状態は自由のもつとも恐ろしい敵であり、一人の人間の放縦は専制君主をつくり、多数の人間の放縦は無政府状態を導くのである。そして、こうした放縦、無政府状態を防ぐものこそ、一定の性質を備えた法律に他ならない。⁽⁵¹⁾

自由を維持するために、法律は、熟慮された意思に由来することや、特定の個人を特別に扱うのではなく、一般性を持つことといった性質が必要となる。そして、こうした法を制定し、執行するための政府が必要なのだが、ここで立法権と執行権が分離されていなければ、たとえ法律があつたとしても、それが本来備えるべき性質も破壊されてしまひ、専制を招く。

専制を防ぐために絶対的に必要なのは、法律を作る権力と法律を執行する権力を混同しないことである。法律の執行が立法する者によって行われるならば、この者は既にある法律に拘束されるものだと決して考えないであろう。

法律の執行はしばしば法が戦っている情熱の衝撃によって止められる。法律を遵守させる任務を負った者の情熱もまたいろいろな反応によってさまざまな動きをする。もし、個々の意思を聴くことが許されるならば、法律はもはや公平ではあり得ないし、法の名を乱用して抑圧的な体制を隠蔽するものに過ぎなくなる。⁽⁵²⁾

法の執行者は、既存の一般的な法律に従うことで、個々の感情・意思などから引き起こされがちな特殊個別的な取り扱いを防ぎ、公平な運用が可能となるのだが、執行と立法が一体となっていれば、法律はたちまち個別の事情に左右されてしまう。それは法律の名に値しないもので、法律の名を騙って抑圧的な体制を維持する道具にしか過ぎなくなる。「権力が統合されれば法律の権威は破壊され専制を形成するということは異論の余地のない真理である」とムニエは断定する。権力の集中は、法律が本来備えているべき冷静な意思によって制定された一般的なルールという性格を破壊し、法律の執行と言いながら、これを個別事情に左右されるものに変えてしまう。ムニエにとって、このような法律はたとえ法律の形を取っていたとしても、法律の名に値しない専制の道具にすぎないのである。

では、この立法権と執行権をどのように構成すべきか、ムニエは、国民の数が少なければ国民が直接権力を行使することも可能であるが、それには、国民の数は一二〇〇—一三〇〇人程度で、なおかつ国民の間に貧富の差が無く、皆が祖国への愛を持っていることが必要であり、そして、国民の数がこれ以上に大きくなれば、代表制を取らざるを得ないと言う。ムニエは、すべての権力は国民に由来すると言うが、それは、どんな政府も、統治する者の利益のために存在しているのではないということである。人民の幸福にとって重要なことは、その権力を持った者が人民の利益に反する仕方権力を使うことを妨げるのに必要な影響力を保持しておくことなのである。⁽⁵⁴⁾

ムニエは、執行権もまた、国民の数によってその形は変わってくると言う。執行権も、法の執行に際してさまざま
な問題に遭遇するが、小さな国では処罰すべき犯罪も少なく、諸々の悪しき行為も比較的容易に認識できる。しかし、
大きな国では、法律違反もより多くなり、見つけるのも容易ではなく、より危険な問題も多くなるために、小国より
もより大きな実力を備えた執行権が必要となる。もし執行権力が選挙で時間を限って選ばれるならこの実力は必然的
に小さくなるし、任期の終期が近づけばその力はいつそう小さくなる。アメリカのように、一定の任期を限って選挙
で執行権者を選ぶシステムは大国にはふさわしくない⁽⁵⁶⁾。また、大きな国をいくつかに分けて、複数の主権国家を結び
つけるスイスやオランダ、合衆国などのような連邦制もあり得るが、これも戦争と平和以外の共通の利益がなければ、
地方毎の利害が対立し、公的精神が失われ解体しかねない⁽⁵⁶⁾。

ムニエにとつて、フランスのような人口の多い国にふさわしい政府は王政以外にない。しかし、この王政は法律に
よつて支配された王政である。

私は、王政という名の下に、人がむやみやたらと王政と呼んでいるすべての統治形態を理解してゐるのではない。君主の
意思が法律となるのであれば、これは専制と呼ばざるを得ない。私が王政と呼ぶのは、一人の人間が法に従つて支配して
おり、一人の人間が法を執行する任務を負つてゐる、そういう統治のことである。一人の人間に執行権があるときには、
複数の人間に執行権が与えられ、行動することが必要なときに相談しなくてはならないような体制よりも、より力強く迅
速に動くことができることはあらゆる人が知つてゐる。

かくして真の王政は法律による統治である。そして、真の王政に賛辞を与えないわけにはいかないだろう。というのは、
法律があらゆる権力に優越するとき、誰一人として自由でない市民は存在しないからである。⁽⁵⁷⁾

王が執行権者として法の支配の下に置かれるときに、強力な執行権の下に市民の自由を確保することができる。ムニエは、単に一人の王が支配する体制を求めるのではなく、王が法律に従って支配する体制を求め、これがフランスにもっともふさわしい体制だと考えるのである。そして、強力な権限を持った王がその権限を乱用しないように、国民議會を恒常的に開会しておくこと、少なくとも毎年定期的に開くことが必要である。国民議會によって、国王やその大臣の恣意的な行動や権限の乱用がないかを監視しておくことが求められる⁽⁵⁸⁾。

この立法府について、ムニエはすでに代表制の必要について強調してきた。ムニエは、法律は常に公的利益によって導かれなくてはならないので、期間を定めて人民によって自由に選ばれた代表によって制定されなければならないと言う。そして、この代表の選出のためには、「家のない者や極端な貧困にある者」に選挙権を認めることはできないが、できる限り広範な市民が参加しなくてはならない。一方、代表として選ばれるためには一二〇〇リーブルの資産が必要だとされる。代表に一定の資産が必要な理由として、ムニエは次のように説明する。

これは信任のために障害になると言うが、選挙人は自分たちの利益のためにのみ代表を選ぶのではない。国民全体の利益のために選ぶのである。代表の選出を明確なルールではっきりとさせておくことは良いことである。立法府のメンバーになるには日々の生活に追われているようではだめであり、あらゆる種類の法律、補助金に関心をもち、公的秩序の維持、農業の発展、祖国の繁栄に関心を持っていなければならない。したがって、ある財産を持っていることが有益である⁽⁵⁹⁾。

ムニエは、代表の選出にはできるだけ広範な市民が関わるべきだと考える⁽⁶⁰⁾。その一方で、代表に一定の財産が必要なのは、ある程度の余裕を持っていることで全体の利益を考へることができからであり、逆に言えば代表は常に国

全体の利益を考えて行動しなくてはならないということである。三部会の身分毎の審議・決定に反対する際にも同じような議論が強調されていたが、ここでもムニエは全体の利益を考えることの必要性から、代表に一定の資産が必要であると主張するのである。

そして、代表と国王、国民との関係をどう捉えるか、代表と国王を通じて国民の意思がどのように形成されると考えるかという問題が、国王の裁可権をどう考えるか、議會を一院制とするか二院制とするかという問題の根底にある。ムニエは、「国王は自ら法を作るべきではない。国王ができることは、ある問題について考慮すべきことを勧告することだけである」と言う。国王に法案の提出権を認めれば、国王は容易にその権力を強化し、乱用することも可能になるからである。⁽⁶¹⁾ 一方でムニエは、代議員も国王の裁可無しに法律を成立させるべきでないし、国王の裁可は絶対に必要であるとし、これについては多くの陳情書でも明言されており、国王の裁可権を否定することは国民の意思に反することであるとも言う。代議員の決定にたいして障害となるものがなければ、それは代議員が王国の絶対的主人となってしまう。国王にも代議員にも、もう一方の意思を無視してその権限を乱用することができるような力を与えるべきではない。⁽⁶²⁾ ムニエは、国王の裁可権によって国王に絶対的な権限を与えることを意図しているのではなく、一方で国王から法案の提出権を奪い、他方で裁可権を与えることで、代議員と国王の権限のバランスを取り、国王だけあるいは代議員だけが絶対的な権限を持ち、その権限を乱用する可能性を摘もうとするのである。

主権者たる国民は、直接権力を行使することは難しいとムニエは考える。国民が代表と国王の間で直接判断をするには、両者よりも上に立ってこれを行わねばならず、両者の権限を否定することになり、国民の直接的介入は無秩序、反乱、無政府状態にならざるを得ない。⁽⁶³⁾ 国民は、直接その権力を行使せず、また行使すべきでもないが、国王も代議

員も国民そのものではなく、国民の受託者に過ぎない。国民の意思は、その権力を受託した者によって、つまり国王と代議員の共同作業によって形成されるのである。ムニエは、国民の意思は、国民が、その意思をゆだねた者の意思以外ではあり得ないとし、「フランスの国民の意思はフランスの王とフランス代議員の協働によって形成される」と、述べる。主権の原理は国民に由来するが、国民は直接権力を行使できるわけではなく、受託者を通じて権力行使をせざるを得ない。そこで、ムニエは、国王にも絶対的な権力を与えず、この二つの機関の協働によって作られる意思に、国民の意思を見ようとする。

このような見方の中で、国王の裁可権も、国王と代表という二つの機関の協働を通じて国民の意思を適切に形成するための重要な要素となっているのである。しかしながら、ムニエは憲法制定に際しては、国王にこのような裁可権、あるいは拒否権を認めていない。二月に出版された『新たな考察』では、憲法を作る権限は、国王と国民に属しているとも読めるが、この八月の時点では、ムニエは、憲法制定と立法との違いを強調しており、立法に際して認められるような裁可権を憲法制定については国王に認めていないことは明らかである。ムニエは次のように論じる。

わたしは、憲法に関して王に与えられている影響力と、法律に関して留保されるものを同一視することは決してない。王は、理由を説明せずにある法律を拒否することはできないのにたいして、王が、自分は憲法制定に反対すると言う権限はない。というのは、その臣下を自由のために召喚しておきながら、臣下が自由であることを望まないと言うことはできないからだ。私が支持するのは、憲法に関心を持ち、それを守らせる任務を持ち、憲法によって壊されるのではなく規制されるべき、憲法に先立つ権力を持っている国王が、憲法にサインし批准する必要があると言うことだけである。もし国王が、ある条文に重大な不都合を見いだしたとき、その変更を要求することはできるが、代表は、この変更が公的な自由を

損なうことがない場合にのみ、代表としてこれを認めるのである。⁽⁶⁶⁾

さらにムニエは、国民代表は二院に構成されるべきだと考える。国王の拒否権だけでは、憲法を保障する十分な手段ではない。ムニエにとって、憲法は、確かに永久不滅ではないが、一定の安定性を持っていなければならない。いつたん制定された憲法は、明らかな必要性があつて時間をかけて考えられた後に初めて変更が加えられるべきものである。⁽⁶⁷⁾しかし、もし代表が一院だけで構成されるならば、代表の権力を適切に制限することは困難である。たとえ憲法で規定されていても、一院の議会はそれを無視し、状況が必要として、別のものに変わつてしまう可能性がある、とムニエは言う。

人が情熱に駆られて行動するとき、簡単に幻想を抱き、法律違反にもあえて目をつぶり、自分に都合の良いように法律を解釈し、法の網をかくぐる。情熱はたとえ公共善への情熱であつても、同じ結果をもたらす。変革によつて国家の幸福をもたらそうとする一院の議会在、憲法が議会对して求めている障害物を破壊し、明々白々にはそれを軽視することはできなくても、容易には認識できない、あるいはあまり重要には見えないような間接的な違反をするのである。あらゆる制度は、時間がたつにつれ、それを作り出した目的から離れ、すべての団体が、そうとは感じられないまま、規定に定められた体制を変えてしまい、とりわけ状況が必要とするという言い訳が常に援用される、ということも誰もが知っている。⁽⁶⁸⁾

ムニエの案では、元老院といわれる第二院は、六年任期で三〇〇人の代議員が地方政府によつて選出される。元老院議員は三五歳以上で、一〇〇〇〇リールの収入のある不動産の所有者でなければならない。この収入の条件は相

当高額であるが、富裕な財産所有者は公的な安寧により大きな利害を持っており、新しいことに對する警戒心があるので、こうした議員を選ぶことで、理由のない変化に抵抗し、憲法などの安定に資することができる。元老院は、案に對する拒否権を持つと同時に、一方で元老院に法案の発議権も認めることで、拒否権にいつその責任を持たせうとする。ムニエは、立法という面以外でも、二院制は大臣の犯罪を追求するにも適切な場を作ることができるが、二院制の基本的な眼目は、国王と代議員と元老院という三つで立法府を構成することによって、より合理的で適切な立法が行われることである。⁶⁶⁾

ムニエは、国民の意思を直接民主主義的な形で形成するのは不可能であるとする一方で、国民の受託者として国民の意思形成をになうべき国王にも議会にも百パーセントの信頼は置いていない。国王も議会も常に憲法や法律を無視して自らの権力を拡大しようとする傾向がある。互いに牽制させることで、一機関の暴走を食い止めることが可能になり、それぞれがそれぞれの権限を適切に行使用することで、適切に国民の意思を形成してゆくことができる。そのためには、国王には発議権を認めず自らの権力拡大の道をふさぐ一方で、裁可権を認めることで議会を牽制し、さらに国民代表の議会は国民議会と元老院の二院制として、互いに牽制することで一院の暴走を食い止めようと、ムニエは考えるのである。

むすび

ムニエは、一七八九年二月に出版された『フランス三部会についての新たな考察』においては、仔細に三部会の歴史を検討してゆきながら、憲法の不在を明らかにしてゆく。歴史的伝統からは明確な憲法と呼べるようなルールは導きだせないというのがムニエの基本的主張である。三部会では身分毎に審議・議決するのではなく、全体で審議すべ

しという第三身分の主張もこうした歴史的検討によって正当化されている。さらに、憲法制定のためには、身分毎の審議・決定という手続は、個別団体の利害主張にしかならず、全体利益が十分に考慮されないのでふさわしくない、三身分合同で審議し、議員一人一票で決定をすることが、全体利益を考慮し憲法制定のためにふさわしいやり方である、というのがムニエの主張である。したがって、ムニエが歴史的伝統について考察するのは、そこに憲法が存在せず新たな憲法の制定が必要であるということを主張するためであり、単純に伝統を墨守すべしという意味での伝統主義ではない。

また、ムニエは、国王の絶対的拒否権の主張であるとされるが、憲法制定においてはこうした国王の拒否権を認めていない。国政の中で国王の位置づけは国民の意思によって決められるものであり、国王と国民の契約によって定められるものではない。ムニエは、過去に王政を選択した国民の意思を想定し、これによって王政を正当化しようとするが、国王の位置づけは国民が新たな決定をすれば、国王が必ずしも賛成しなくとも変えることは可能である。ムニエは、立法に際して国王の裁可権を認めようとするが、憲法上、国王をどのように位置づけるかということについては国民が決定することであり、憲法制定に際しての国王の拒否権は認めていない。ムニエの言う国王の裁可権、一般に言われる拒否権というものは憲法の定めに従って法律を制定する際の問題である。憲法が国民と国王との契約であるとすれば、国王の同意なしに憲法は制定できないが、最終的にはムニエは国民によって決定されるものが憲法であると考えている。国王と国民との共同作業が事実上必要であるという意味を超えて、契約論的という言葉が国王の同意なしに憲法ができないと言う意味で理解されるときには、これはムニエの議論からは乖離した理解ということになるだろう。²⁰⁾

ムニエは確かに王政の支持者であるが、ムニエが議員として活動していた時期に、王政を倒すということを具体的

な政治的プランとして考えていた者はいないと言っても良いだろう。ムニエが国王に大きな権限を認めようとしたのは、国王と二院制の議会が相互に牽制し合うことを通じて国民の意思を適切に形成するということを考えているからである。ムニエが国王の裁可権を主張したのは、単純に伝統的な絶対王政を守ろうとしたものではないし、まして、王政支持者であるということが直ちに反革命の保守主義につながるわけでもないのである。

(1) ムニエについての研究として、Jean EGRET, *La révolution des notables : Mounier et monarchiens*, Paris, Armand Colin, 1950; 岡本明「ジャン・ジョゼフ・ムーニエ (Jean-Joseph Mounier) の政治思想」『北陸史学』二七卷 (一九七八) 一—二〇頁) を参照。EGRET の研究は、一七八九年の革命の時期に限定されているが、ムニエの研究としては現在でもなおまず参照されるべきものである。また、岡本は、ムニエについて、「絶対的拒否権の提唱者すなわち反革命派」として片付けるには重厚すぎる存在である」(一頁)と述べ、一方でシェイエスの議論とも、また他方で「王政派」とされるマルエらとも異なった考えを持ち、討議の自由、個人の自由を守ろうとするムニエの思想の繊細さを指摘する(一九頁)。ここでは、単純な王政派の首領としてのムニエ像を超えたムニエの思想的側面が、革命期の政治状況との関わりの中で明らかにされており、ムニエについて考えるときの基本となる研究である。

一七八九年の人権宣言についての研究では、当然のことながらムニエの発言にはしばしば言及される。一例として、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説(一)」(四)『北大法学論集』一四卷三・四号、一五卷一号、一八卷三三号、四〇卷一号、一九六四—一九八九)、稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利宣言』—その市民革命における位置づけ—」(東京大学社会科学研究所編『基本的人権三 歴史二』東京大学出版会、一九七四年)、澤登文治『フランス人権宣言の精神』成文堂、二〇〇七などを参照。また、一七八九年五月の三部会招集から九月の国王の権限についての議論をまとめた拙稿「フランス革命における『憲法』とその正当性」(岡山大学法学会雑誌、第六二巻四号、二〇一三年より連載中)もあわせて参照してもらえると幸いである。

(2) *Nouvelles observations sur les États-Généraux de France par M. Mounier, Secrétaire des États de la Province de Dauphiné, 1789; Considérations sur les gouvernements, et principalement sur celui qui convient à la France par M. Mounier, Versailles, 1789.* (この著作の出版時期については、EGRET, *La révolution des notables*, p.31, p.122, n.63 を参照。)の間、政治状況もムニエのおかれている立場も大きく変化しており、二つの著作を読み解いてゆくには、こうした状況の変化も念頭に置いておく必要がある。

- (3) cf. Paul BASTID, *L'idée de Constitution*, Paris, Economica, 1985, pp. 146-148 ; Pierre DUCLOS, *La notion de constitution dans l'oeuvre de l'Assemblée Constituante de 1789*, Paris, Dalloz, 1932, pp. 40-53. DUCLOS は理論家ムニエと政治家ムニエとの齟齬を指摘し、また BASTID もムニエの伝統主義的・契約論的側面と法の支配という観点を異なった側面として理解しているように思われる。
- (4) *Nouvelles observations*.
- (5) *Nouvelles observations*, p. 45.
- (6) *Nouvelles observations*, pp. 25-26. ムニエは p. 24 のフィリップ・ル・ベルによる最初の三部会の開催を「一三〇一年四月」としているが、これは「一三〇二年四月」とある。
- (7) *Nouvelles observations*, pp. 28-30.
- (8) *Nouvelles observations*, p. 30.
- (9) *Nouvelles observations*, pp. 32-33. ムの「一三五五年のオルドナンスは、後にラリーロトランドールによってイギリスのマグナ・カルタにも匹敵するフランスの大憲章であると位置づけられている（cf. Isambert et als., *Recueil général des anciennes lois françaises*, t. 4, p. 734）」。
- (10) *Nouvelles observations*, pp. 36-37.
- (11) *Nouvelles observations*, p. 43.
- (12) *Nouvelles observations*, p. 45.
- (13) *Nouvelles observations*, p. 49.
- (14) *Nouvelles observations*, pp. 53-54.
- (15) *Nouvelles observations*, pp. 57-58.
- (16) *Nouvelles observations*, p. 69.
- (17) *Nouvelles observations*, p. 53.
- (18) *Nouvelles observations*, p. 61.
- (19) *Nouvelles observations*, pp. 69-77.
- (20) *Nouvelles observations*, pp. 80-81.

(21) *Novvelles observations*, pp.81-83. ガルニエの記録が、三部会は身分毎に審議するのが当然と捉えていることに對して、ムニエは、これは一四八三年の三部会で部会毎に別れて審議したことを身分毎に別れて審議したことに混同してしまっているのであり、直接的にはこうした誤解が誤った手続きをもたらしたと考えているが、ガルニエもまた、身分毎の審議よりも全体で一つの決定をする必要を感じているのだとも主張する。また、大法官オピタルも、開会式の翌日、全体で審議を行おうとしているが、これは影響力の低下を恐れた改革宗教の一派によって妨げられたのだとも言う (*Novvelles observations*, pp.85-87)。

(22) *Novvelles observations*, pp.87-88.

(23) *Novvelles observations*, p.139.

(24) *Novvelles observations*, p.147, 148.

(25) *Novvelles observations*, pp.150-151.

(26) *Novvelles observations*, p.155.

(27) *Novvelles observations*, p.156.

(28) *Novvelles observations*, p.166.

(29) *Novvelles observations*, p.178.

(30) *Novvelles observations*, p.182.

(31) *Novvelles observations*, pp.184-218.) ヲでムニエは、地域や身分など、さまざまな地域的社会的団体の特権が、個別利害の主張を可能にし、憲法制定を阻害していることを、地域的団体と社会的団体の持つ特権についてそれぞれ一章を当てて詳細に論じている。

(32) *Novvelles observations*, pp.218-219.) ヲでムニエは、憲法が国民と君主によって制定されると述べているが、この箇所は代表の選出方法について論じる一章であり、国王の具体的な権限については論じられていない。国王の権限については、後述の八月に出版される『考察』によって論じられており、この箇所を、ムニエが国王と国民の契約として憲法を考えているということの根拠にするのは、根拠としては不十分である。

(33) *Novvelles observations*, p.219. 周知のように、シェイエースは「第三身分とは何か」において、第三身分こそがすべてであると言い、特権身分は特権を持っているということ、共通の法に従わない異邦人であると断定する。また、六月の国民議会の設置の布告では、第一身分と第二身分の代表が不在であることを、若干の階級の代表が出席していないと言う形で表現し、国民の九六パーセントの代

表が出席しているとして国民議会の設置を宣言する。こうした表現は、身分に基づく三部会から国民一人一人を基礎とする国民議会へと、その性格の原理的な変更を表現する者であるが、ムニエの表現は、そこまでの根本的な変更を表現するものではなく、三部会を論じるときに「身分」という言葉を使っているのは、基本的にこれまでの三部会の基本的なあり方を承認した上で議論を展開しているものと考えて良らう。

- (34) *Nouvelles observations*, pp.220-221.
- (35) *Nouvelles observations*, p.222.
- (36) *Nouvelles observations*, pp.225-226.
- (37) *Nouvelles observations*, p.229.
- (38) *Nouvelles observations*, pp.230-231.
- (39) *Nouvelles observations*, p.232.
- (40) *Nouvelles observations*, pp.241-242.
- (41) *Nouvelles observations*, p.242.
- (42) *Nouvelles observations*, pp.244-245.
- (43) *Nouvelles observations*, p.249.
- (44) *Nouvelles observations*, p.251.
- (45) *Nouvelles observations*, pp.264-265.
- (46) *Nouvelles observations*, pp.267-268.
- (47) *Nouvelles observations*, p.271.
- (48) *Considérations*, pp.5-6.
- (49) *Considérations*, pp.6-7.
- (50) *Considérations*, p.7.

(51) *Considérations*, pp.7-10. ムニエは「一人の専制よりもむしろ多数の専制にしたがい、厳しい批判を展開してゐる。ムニエは『*Exposé de la conduite de M. Mounier dans l'Assemblée nationale et des motifs de son retour en Dauphiné*, Paris, 1789, p.36』の『*Considération*』が

民主派の怒りをかきたたと述べており、多数派の専制という見方にはこの時期のムニエの経験も反映しているであろう。こうした議論の中でムニエが恐れるのは、多数派の無思慮で感情的な意思である。法律は本文でも触れたように冷静で熟慮された意思によって作られるべきものであるが、多数は考えることを知らず、情熱的・感情的意思が示されるばかりで、暴力的な党派だけが意見を聞いてもらえる。こうした無思慮で感情的・情熱的な多数が動いているときには誰も自由を享受できない。こうした多数は、自分が犠牲者になるまで専制権力を支持し続け、多数の専制が、最終的には一人の人間の専制に帰着することも少なくない、というのがムニエの見方である。ムニエの多数の専制という見方は、しかしこの時期十分に顧みられることはない。憲法をめぐる議論でも、ムニエは代表と国王による国民意思の形成を考え、直接民主制的な考え方には反対するが、それは議会では受け入れられない。ムニエは代表制による国民意思形成を考えるシェイエスとは異なった観点からであるが、直接民主制的な制度には反対するという点でシェイエスとも共通のものがある。しかし、国民議会ではムニエもシェイエスも、ともに支持されず、直接民主制的な側面を持った議論が主流となっていく。これが後の恐怖政治を準備したと見ることもできるのではなからうか。

(52) *Considerations*, p.10. ここでムニエは、「情熱」に抗するものとして法律を考えており、「情熱」によって法の執行が左右されることから、法律は法律の名に値しない抑圧的なものになると言う。ここでの「情熱」に抗するものとしての法律という見方も、無思慮で感情的情熱的な多数の専制への批判とつながるものであろう。

(53) *Considerations*, p.11.

(54) *Considerations*, pp.12-16. ここでムニエは、直接民主制が不可能な理由として、人数が多くなれば、決定も混乱の中で行われることが多くなり、議論をしても問題点が十分に明らかにされず、その結果について十分に考えることもされないこと、多数者を喜ばせるような意見に反対すれば公的な怒りを買うのではないかと心配することも出てくること、貧富の差が大きいところでは、貧しい者は公的問題について関心を持つことができず、公に対して影響力を行使することができないまま、政府は豊かな者によって独占されかねないことなどをあげている。単純に人数が多くなれば理性的な議論が困難になるということに加えて、貧富の差が大きいところでは、貧しい者が十分に影響力を行使できないこともまた直接民主制に反対する理由となっている。これに対して、代表制は、貧富の差を調和させるものでもある。ムニエにとっては、立法権は財産のない人間に与えられるべきではない、というのは財産のない人間は十分な時間が無く啓蒙されていないからである。しかし、人々は徳の価値はわかる。人々によって選ばれるものは通常は信頼に値する人物である。豊かな者も、貧しい者によって選ばれるにふさわしいものであれば、調和的な関係を築くことができる。代

表制は豊かな者と、生きるために働くことを強制される者との友愛の絆を築くものでもある。自由に代表が選ばれる国では、習俗は比較的墮落することはなく贅沢もあまり過度にはならない、とムニエは論じる。

- (55) *Considerations*, pp.16-18.
- (56) *Considerations*, pp.18-21.
- (57) *Considerations*, pp.21-22.
- (58) *Considerations*, p.25.
- (59) *Considerations*, p.28.
- (60) ここで具体的な基準は示されていないが、八月二日に憲法委員会として提案される草案では、一七九一年憲法と同じような三日の労働相当の直接税を納めていることという規定が見られる（A.P. t.8, p.523）。この三労働日相当の直接税という基準をどう見るかについては、さまざまな見方があり得るだろうが、ムニエは極端な貧困状態にある者を除いて、できるだけ広く選挙権を認めるという考えからこうした基準を提案しているものと考えられる。
- (61) *Considerations*, pp.28-29.
- (62) *Considerations*, pp.29-30.
- (63) *Considerations*, p.32.
- (64) *Considerations*, pp.33-34.
- (65) 本稿第一章最初の引用を参照。
- (66) *Considerations*, p.38. また議会の議論の中でムニエは、「国王は憲法に与える同意は持っていない。国王は王国以前にある（11 septembre 1789, A.P.8, p.611）」と発言している。この発言の意味はかならずしも明確ではないが、国王が、憲法を制定に事実上いったん同意して手続を始めれば、国王の権限を定めるのはこの憲法であり、また王国は憲法が定められることによって初めて法的に存在するのであり、それ以前に国王は同意云々を問題とする法的権限について議論することはできない、ということになるだろうか。いずれにせよ、憲法の内容については、自由を享受すべき国民の意思が尊重されるべきであり、国王はたとえ自分にとって不都合と思われる条文があっても、国民がそれに同意しない限り国王の側でこれを拒否する手段を持たないというのがムニエの考え方であろう。国民の自由を保障するために定められるのが憲法であり、憲法によって拘束されるべき国王の側が自由にその内容を定められるとい

うのでは国民の自由の保障につながらない。法律については、既に憲法にしたがっているはずであるから、憲法違反とならない限り、国民の長としての国王の意思が尊重される。一見したところわかりにくい議論であり、実際にムニエのこの論法は立憲議会では十分に理解されず、支持者もほとんどいないが、憲法と法律の相違を考えるとムニエの議論もそれなりに根拠のある議論のように思われる。

(67) *Considerations*, pp.40-41.

(68) *Considerations*, p.42.

(69) *Considerations*, pp.49-56.

(70) 革命前の著作『フランス三部会についての新たな考察』では、国民と君主の協働によって憲法が作られるかのような表現は見られないわけではないが、ここで国王の憲法制定に関する権限は必ずしも明確にされていない。八月の『統治機構に関する考察』では、最終的な決定権は国民のものであると考えられていることは明確である。国王が憲法制定に際して一定の提案をすることは認められていても、そうした案を採択するかどうかの最終的な権限は国民に留保されている。実際上ムニエは王政を否定するわけではないし、「国民は真の君主制原理を侵害する意図は無く、君主制が将来恣意的な権力に墮落しないようにその限界を画しておくことだけを望んでいる」からであり、また「国民議会は選挙人によって国王の権威を尊重すべく義務づけられている」(*Considerations*, p.37) からである。ここでは君主は、一定の力を持つてすでに実際上存在していることは認められるが、この君主制は国民の選択として位置づけられているのであり、君主と国民の契約という形で憲法制定がとらえられているわけではない。

契約論的・伝統主義的な憲法論という捉え方については、基本的には DUCLOS もそのような捉え方をしていて、DUCLOS の議論は憲法制定と立法をかならずしも厳密に区別しておらず、立法に関する国王の拒否権を憲法制定手続にまで拡大して理解している感があり、この点が本稿の注 3 で触れたような、理論家ムニエと政治家ムニエの分裂という捉え方につながっているのではないだろうか。同様に、BASTID もまた、ムニエの憲法論の伝統主義的・契約論的側面と法の支配という側面が矛盾をはらんだものと捉えている。しかし、ムニエの議論は、過去の国民の決定として王政を正当化しようとする点では伝統主義的な面も持っているが、過去の国民の決定は、現在の国民の決定によって覆すことも可能であるとも言われる。過去の国民の決定は、現在の国民が変更することが可能であり、憲法制定に国王の拒否権は認められないので、仮に国民が共和政という選択をすれば、国王はこれに反対することはできないはずである。国民の意思を基盤にして、そこから憲法理論や立法に関する手続を考えていると見れば、ムニエの議論も一貫性を

持ったものと捉えることができる。

本稿の執筆にあたっては科学研究費補助金基盤研究C（課題番号二三五三〇〇二二）の助成を受けている。記して謝意を表したい。